

「働き方改革・生産性向上に実践的に取り組む北九州市内の建設業者」 募集要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「働き方改革・生産性向上に実践的に取り組む北九州市内の建設業者の募集」に必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 建設業では、若年就業者が減少し、将来にわたる担い手不足が懸念されているため、働き方改革や生産性向上に取り組むことが求められている。そこで、働き方改革や生産性向上に実践的に取り組み、成果を上げた北九州市内の建設業者（以下、「リーディングカンパニー」という。）を紹介し、取り組みの導入効果や手法を広く PR することにより、

- ・働き方改革・生産性向上に取り組む北九州市内の建設業者の拡大
- ・リーディングカンパニーの魅力発信

につなげていくもの。

（応募資格要件）

第3条 リーディングカンパニーに応募する企業は、働き方改革や生産性向上に実践的に取り組み、成果を上げている企業であって、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- （1）北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第7条第1項、または北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第7条第1項の有資格者名簿に記載されていること。
- （2）北九州市内に本社、本店がある企業であること。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること
- （4）本市から指名停止を受けている期間ではないこと。

（募集方法）

第4条 リーディングカンパニーの募集に関し必要な情報は、北九州市ホームページに掲載する。

2 応募者は、応募書類を募集期間内に技術監理局技術企画課へ提出する。

（選定方法）

第5条 応募された内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、リーディングカンパニーとして紹介しない。

- （1）取り組み内容が、この要綱の目的に明らかにそぐわないもの
- （2）明らかに営利のみを目的とした応募と判断されるもの
- （3）応募内容に虚偽があるもの
- （4）その他、紹介することがふさわしくないと判断されるもの

(選定結果の通知)

第6条 応募者には、選定結果を文書で通知する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、募集に関して必要な事項は、技術監理局長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年11月5日から施行する。